

令和 7 年

札幌市移輸出状況調査記入の手引

(調査票 B)

目 次

I	移輸出状況調査の概要	…	1
II	記入上の注意点	…	2
III	各項目の記入の仕方	…	3
IV	調査や記入に関する Q & A	…	5
付表	札幌市移輸出状況調査事業内容表	…	8

卸	売	業	…	8	技 術 サ ー ビ ス 業	…	11
情 報 サ ー ビ ス 業	…	8	宿	泊	業	…	11
インターネット附随サービス業	…	9	保	健	衛 生	…	11
映像・音声・文字情報制作業	…	9	自	動 車 整 備 業	…	12	
倉	庫	業	…	9	機 械 修 理 業	…	12
物 品 賃 貸 業	…	9	職 業 紹 介 ・ 労 働 者 派 遣 業	…	12		
専 門 サ ー ビ ス 業	…	10	そ の 他 の 事 業 サ ー ビ ス 業	…	12		
広	告	業	…	11	そ の 他 の 事 業	…	13

この調査は、統計法に基づき札幌市が直接行う届出統計調査です。

札幌市内外との財・サービスの取引状況についての調査ですので、
輸出を行っていない事業所も調査対象となります。

調査票の記載内容については、統計法により秘密が保護されます。

令和 8 年 2 月

札幌市まちづくり政策局政策企画部

I 移輸出状況調査の概要

1 調査の目的

札幌市移輸出状況調査は、札幌市内外との財・サービスの取引状況を把握し、札幌市産業連関表を作成するために必要不可欠な基礎資料を得ることを目的とします。

産業連関表とは、一定の期間、一定の地域における産業相互間の財・サービスの取引状況等を一つの表にまとめたものです。この産業連関表により、経済の循環過程が明らかになるとともに、特定分野への投資や大きなイベント等がもたらす経済効果の計測、いわゆる経済波及効果分析を行うことが可能となります。

札幌市産業連関表 <https://www.city.sapporo.jp/toukei/sna/sna.html>

2 調査の対象

札幌市内の事業所のうち、付表「札幌市移輸出状況調査事業内容表」に掲げる事業内容ごとに、売上額や従業者数の大きい事業所を抽出しています。今回の調査では、市内の約 1,000 事業所を調査対象としています。

3 調査事項

調査事項は、「年間売上額、輸出向け売上額、国内向け売上額、販売先地域別構成比（札幌市内、札幌市以外の道内、道外他都府県）」です。

輸出を行っていない場合も、調査事項がございますのでご回答ください。

4 調査票の提出方法

①同封の返信用封筒で郵送（切手不要）または、

②電子ファイルを添付してメール送信

（調査票の電子ファイルは、<https://www.city.sapporo.jp/toukei/io2025.html> より、ダウンロードいただけます）

5 調査票の提出期限

令和8年3月9日（月）までにご提出ください。

6 その他

ご回答いただいた内容について、後日問い合わせさせていただく場合がありますので、提出の際には、一部控えを取られますようお願いいたします。

7 提出先及び問い合わせ先

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市まちづくり政策局 政策企画部 未来創生担当課 解析係

電話 011-211-2267（直通）

FAX 011-218-5109

E-mail : ml_in_io2025@city.sapporo.jp （エムエル_アイエヌ_アイオー2025）

HP : <https://www.city.sapporo.jp/toukei/io2025.html>

Ⅱ 記入上の注意点

- 1 この調査により報告された記入内容は、統計法により秘密が保護されます。徴税、その他の報告者の利害に関すること利用したり、また、調査内容を他に漏らしたり、統計以外の目的に使用することは絶対にありませんので、正確に記入してください。
- 2 この調査は個々の事業所を対象としていますので、貴事業所単体での内容を記入して下さい。(関連の本社、支社、その他の事業所、元請・下請事業所等の分は含めないで下さい。)
- 3 この調査票は、令和7年(1月1日～12月31日)の1年分について記入してください。
ただし、この期間での記入が困難な場合には、この期間に最も近い1年間(例えば、令和6年4月1日～令和7年3月31日など)により記入しても差し支えありません。なお、その場合は、記入いただいた期間(例：令和6年4月1日～令和7年3月31日など)を備考欄に記入してください。
- 4 数字は全て「1、2、3、」の様に算用数字で明瞭に記入してください。
- 5 金額を記入する項目については千円単位で記入し、単位未満は四捨五入してください。

Ⅲ 各項目の記入の仕方

貴事業所で行っている事業を、P 8 の付表「札幌市移輸出状況調査事業内容表」の「事業内容例示」を参考に事業別に分類し、それぞれの分類ごとに、記入欄 1 ～ 6 のすべての項目について記入してください。

記入欄 1 事業内容名及び事業内容コード

付表の事業内容例示を参考に、印字されている「事業内容名」及び「事業内容コード」を確認し、以下①、②に該当する場合は、訂正・追記をしてください。記入欄が足りない場合は、調査票を複写願います。

① 調査票に印字されている事業を行っていない場合

印字されている「事業内容名」及び「事業内容コード」を二重線で消してください。

② 調査票に印字されている事業以外の事業も行っている場合

付表の「事業内容例示」を参考に、「事業内容名」及び「事業内容コード」を空欄に追記してください。「事業内容例示」を見ても、該当する「事業内容名」及び「事業内容コード」が分からない場合は、「事業内容名」に具体的な事業内容を記入し、「事業内容コード」に「99」を記入してください。

記入欄 2 消費税の扱い

記入した金額が、消費税「抜き」か「込み」かどちらかに☒を記入してください。原則「抜き」で記入をお願いします。

記入欄 3 年間売上額

記入欄 1 「事業内容名」に印字されている、又は、追記した事業について、貴事業所の年間売上額を記入してください。

売上額とは、製品・商品の販売またはサービスの提供などへの対価として顧客から受け取った代金を指し、仕入額や経費などが差し引かれる前の金額をいいます。販売値引及び戻り高（返品等）は、可能な限り控除してください。

記入欄 4 うち輸出向け売上額

記入欄 3 「年間売上額」のうち、海外に所在する企業、事業所、団体等、又は、海外に居住する個人への売上額を記入してください。

記入欄 5 うち国内向け売上額

記入欄 3 「年間売上額」のうち、国内に所在する企業、事業所、団体等、又は、国内に居住する個人への売上額を記入してください。

記入欄 6 販売先地域別構成比

記入欄 5 「うち国内向け売上額」の販売先地域別構成比を、**合計が 100.0%となるように**百分率で小数点以下 1 桁まで記入してください。

販売先地域は、製品・商品の販売やサービスの提供を行った相手先である企業、事業所、団体、個人の所在地、住所により判断してください。

その他

「事業所名」、「事業所所在地」、「本票作成担当者（所属部・課名、氏名、電話番号）」は必ず記入してください。

「備考」には、休業中、営業準備中など調査票情報に関わる特記事項などを記入してください。また、令和7年（1月1日～12月31日）以外の1年間の数値を記入いただいた場合は、その期間（例：令和6年4月1日～令和7年3月31日等）を記入してください。

IV 調査や記入に関するQ & A

1 調査全般について	
Q1-1	この調査の目的は何ですか。
A1-1	この調査は、札幌市外との財・サービスの取引状況を把握し、札幌市産業連関表を作成するために必要不可欠な基礎資料を得ることを目的としています。 札幌市産業連関表は、市の経済構造を総体的に明らかにする基礎資料であるほか、経済の予測、経済計画の立案、開発・投資等の効果測定などで活用されている統計です。
Q1-2	調査は毎年行っているのですか。
A1-2	調査は5年ごとに行っております。 前回の調査は令和3年2月に実施しました。
Q1-3	調査対象となる事業所はどのように抽出しているのですか。
A1-3	札幌市内の事業所のうち、事業内容ごとに売上額や従業者数が大きい事業所を抽出しています。 調査の都度、売上額や従業者数をもとに事業所の抽出を行っているため、対象となる事業所は前回と同一ではありません。
Q1-4	輸出（海外に所在する企業、事業所、団体等、又は、海外に居住する個人との取引）を行っていない場合は、回答しなくてよいですか。
A1-4	札幌市外との財・サービスの取引状況に関する調査ですので、輸出を行っていない場合もご回答ください。 国内向け売上額や、その内訳（「札幌市内」「札幌市以外の道内」「道外他都府県」別の割合）等についてご回答ください。
Q1-5	前回調査での回答内容を教えてもらうことはできますか。
A1-5	申し訳ありませんが、統計法（第40条 調査票情報等の利用制限）の定めにより、前回調査でご提出いただいた調査票の情報を提供することはできません。

2 記入欄1について	
Q2-1	「事業内容名」「事業内容コード」の一覧表はどこにありますか。
A2-1	「事業内容名」「事業内容コード」は、P8の「札幌市移輸出状況調査事業内容表」や、本市ホームページ (https://www.city.sapporo.jp/toukei/io2025.html) で一覧表をご覧ください。
Q2-2	現在行っていない事業が印字されている場合は、提出しなくてよいですか。
A2-2	現在行っていない「事業内容名」「事業内容コード」は二重線で消し、現在行っている「事業内容名」「事業内容コード」を追記して、必要事項をご回答ください。
Q2-3	複数の事業を行っていますが、印字されている事業についてのみ回答すればよいですか。

A2-3	印字されている事業以外に、現在行っている事業がある場合には、「事業内容名」「事業内容」を追記し、必要事項をご回答ください。
Q2-4	現在行っている事業が、付表「札幌市移輸出状況調査事業内容表」のどの分類にも該当しない場合、又は、どの分類に該当するか分からない場合は、どのように記入したらよいですか。
A2-4	明らかに、付表「札幌市移輸出状況調査事業内容表」の分類に該当しない事業（例えば、「小売」や「飲食の提供」など）については、記入は不要です。 どの分類に該当するか判断に迷うものについては、「事業内容名」欄に具体的な事業内容（例えば、「〇〇の卸売」、「〇〇の修理」など）を記入し、「事業コード」欄には「99」と記入してください。
Q2-5	市内外の他の事業所（本社、支社、営業所等）における事業分も含めて回答するのですか。
A2-5	各事業所に対して行っている調査ですので、原則として、貴事業所における事業分についてのみ回答してください。 市内外の他の事業所における事業分については含めないでください。
Q2-6	旅館、ホテルでのレストランやウエディング利用に係る売上は、事業内容「旅館、ホテル」に含みますか。
A2-6	「旅館、ホテル」に計上すべき売上は、宿泊料金（宿泊に付随している飲食サービスの料金を含む）の売上です。そのため、レストランのみの利用やウエディングの利用、土産物販売などの売上は含みません。

3 記入欄3～5について	
Q3-1	売上額とは何ですか。
A3-1	製品・商品の販売またはサービスの提供などへの対価として顧客から受け取った代金を指し、仕入額や経費などが差し引かれる前の金額を指します。 販売値引及び戻り高（返品等）は、可能な限り控除してください。
Q3-2	当事業所で行っている事業を付表「札幌市移輸出状況調査事業内容表」により分類すると、複数の「事業内容名」に該当しますが、売上の管理上、付表の「事業内容名」ごとに売上を分けることが困難です。この場合、どのように記入したらよいですか。
A3-2	何らかの合理的な推計方法や担当者の経験則などにより、事業内容ごとのおおよその売上と販売先地域別構成比を推計できる場合は、それを記入してください。 推計が困難な場合は、貴事業所で行っている事業が主としてどの「事業内容名」に該当するかご判断いただき、主とする方の「事業内容名」に一括で記入してください。
Q3-3	会社（支社・支所）単位で売上を管理しているため、当事業所単体での売上が分からない場合は、どのように記入したらよいですか。
A3-3	何らかの合理的な推計方法や担当者の経験則などにより、貴事業所単体のおおよその売上と販売先地域別構成比を推計できる場合は、それを記入してください。 推計が困難な場合は、会社（支社・支所）単体の売上を記入し、その売上

	に対応する販売先地域別構成比を記入してください。この場合、備考欄に、市外の事業所の売上を含む場合は「売上には市外事業所分を含む。」、それ以外の場合は「売上には市内他事業所分を含む。」と記入してください。
Q3-4	売上を暦年（令和7年1月～12月）で管理していないため、令和7年中の売上で回答することが困難な場合は、どのように記入したらよいですか。
A3-4	令和7年1月～12月に最も近い1年間（例えば、令和6年4月1日～令和7年3月31日など）により記入しても差し支えありません。 ただし、その場合は、記入いただいた期間（例：令和6年4月1日～令和7年3月31日など）を備考欄に記入してください。

4 記入欄6について	
Q4-1	札幌市内の事業所向けに商品の販売（サービスの提供）を行っていますが、その代金は東京にある販売（サービスの提供）先事業所の本社から支払われています。このような場合、販売先別構成比の計算に当たっては、「札幌市内」と「道外他都府県」のどちらに含めて記入したらよいですか。
A4-1	商品の販売（サービスの提供）を行った直接の相手先の所在地である「札幌市内」に含めてください。
Q4-2	顧客の所在地、住所に関する情報が十分ではない場合など、販売先地域別構成比を把握できないときは、どのように記入したらよいですか。
A4-2	得られている範囲の情報や過去の実績、担当者の経験則などにより、おおよその構成比を推計して記入してください。
Q4-3	旅館、ホテルにおける宿泊料金などの売上は、すべて札幌市内の旅館、ホテルの売上のため、販売先地域はすべて札幌市内でよいですか。
A4-3	市内の旅館、ホテルの場合でも、利用客の住所に応じた販売先地域別構成比を記入してください。 例えば、海外観光客に係る宿泊売上は「うち輸出向け売上額」、道外観光客に係る宿泊売上は「道外都府県」にそれぞれ計上してください。

5 その他	
Q5-1	手書きでの記入が大変なので、電子ファイルを提供してもらえますか。
A5-1	本市ホームページ（ https://www.city.sapporo.jp/toukei/io2025.html ）で調査票の電子ファイルをダウンロードすることができますので、必要に応じてご利用ください。
Q5-2	郵送以外での提出はできますか。
A5-2	メールでご提出いただく場合には、札幌市まちづくり政策局政策企画部未来創生担当課解析係（P 1に記載）あてに送信してください。